茨木市歯科健康診査事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、歯科健康診査を実施することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(歯科健康診査の種類)

- 第2 歯科健康診査の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般歯科健康診査
 - (2) 訪問歯科健康診査

(対象者)

- 第3 一般歯科健康診査の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住 民基本台帳に記録されている者
 - (2) 受診する日の属する年度の初日の前日において20歳、30歳及び40歳以上70歳未満の者で市長が指定した受診年度に該当する者又は受診する日の属する年度の初日の前日において70歳以上の者。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号、平成18年法律第83号改称)に基づく後期高齢者歯科健康診査の対象者を除く。
 - (3) 受診する日の属する年度において歯科健康診査の受診歴のない者
 - (4) 受診する日において歯科疾患の治療を受けていない者
 - (5) 次項第5号に該当しない者
- 2 訪問歯科健康診査の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されて いる者
 - (2) 受診する日の属する年度の初日の前日において20歳、30歳及び40歳以上である者
 - (3) 受診する日の属する年度において歯科健康診査の受診歴のない者
 - (4) 受診する日において歯科疾患の治療を受けていない者
 - (5) 受診する日において介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに認定されている者その他病気、負傷又は高齢により、市長が指定する医療機関において歯科健康診査を受診することができない者

(診査の内容及び方法)

第4 歯科健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 視診
- (3) 口腔衛生の状態の確認
- (4) 口腔乾燥の診査
- (5) 咬合の状態の診査
- (6) 歯列の診査
- (7) 嚥下機能の評価
- (8) 歯及び義歯の状態の確認
- (9) 顎関節の診査
- (10) 口腔軟組織及び口腔粘膜疾患の状態の確認
- (11) 歯周疾患の有無の確認
- 2 一般歯科健康診査の方法は、市長が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)において、当該指定医療機関に属する歯科医師が診査する方法とし、受診の間隔は次のとおりとする。
 - (1) 第3第1項第2号における20歳、30歳の者 それぞれの年度に1回
 - (2) 第3第1項第2号における40歳以上70歳未満の者 2年度に1回
 - (3) 第3第1項第2号における70歳以上の者 1年度に1回
- 3 訪問歯科健康診査の方法は、対象者の自宅、入所施設等において、指定医療機関 に属する歯科医師が診査する方法とし、受診の間隔は次のとおりとする。
 - (1) 第3第2項第2号における20歳、30歳の者 それぞれの年度に1回
 - (2) 第3第2項第2号における40歳以上の者 1年度に1回
- 4 歯科健康診査を行った指定医療機関は、受診した者に健診結果を通知するものと する。

(受診料)

- 第5 歯科健康診査を受診しようとする者は、受診料を指定医療機関に納付しなければならない。
- 2 前項の受診料は、第1号から第4号までに掲げる者にあっては無料とし、第5号 に掲げる者にあっては500円とする。
 - (1) 受診する日において70歳以上の者
 - (2) 市民税非課税世帯に属する者
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
 - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

- (5) 前各号に掲げる者以外の者 (その他)
- 第6 この要綱に定めるもののほか、歯科健康診査について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成20年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成20年7月15日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成24年7月9日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成24年9月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成26年10月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成27年9月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成28年9月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成29年9月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成30年9月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から実施する。